



令和元(2019).12.20

消費者だより

第36号

●発行 那須塩原市生活課 (☎0287-62-7126)

5月上旬から、市役所の職員を名乗る人物から、「還付金がある。」「消費税増税の関係で過払いがある。」などと言い、還付金の受取手続きのため携帯電話とキャッシュカードなどを持ってATM(現金自動預払機)に行くよう誘導し、振込をさせようとする手口が市内で多数報告されています。

最近の相談事例

【事例1】「昨年に納め過ぎた保険料がある。これから銀行の職員から連絡があるので受け取り方を聞いて手続きしてほしい。」と電話があり、市役所に確認したら詐欺だと気付いた。

【事例2】「健康保険税の払い戻しがあった。青い封筒で文書を送ったが見ていないか。」と電話があり、もう一度送ってほしいと伝えると切れてしまった。



相談急増!! 還付金詐欺
 ↳ATMを操作しても還付金はもらえません↳

【事例3】「消費税増税の関係で還付金がある。」と電話があった後、銀行の職員から受け取り方の説明があった。相手は、正確な住所・名前を把握していた。

詐欺撃退の心得

●「お金が返ってくるのでATMに行くように」という電話があったら還付金詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。

●市役所や金融機関の職員がATMの操作を行うよう電話することは絶対ありません。「手続きは今日中」などとせかされても、周囲に相談するなど、慌てず対処しましょう。

●還付金などに心当たりがある場合でも、すぐにATMに向かったり、指示された電話番号にかけたりせず、市役所の担当部署に確認をしてください。

●還付金詐欺に関する電話に限らず、不審な電話があった場合は、すぐに警察や消費生活センターに相談してください。

不審な電話はすぐに相談!

●那須塩原市消費生活センター ☎0287-63-7900

●那須塩原警察署 ☎0287-67-0110

各種サービスのご案内

那須塩原市メール配信サービス **みるメール**

防災・防犯情報などの緊急情報や、生活情報などの地域情報をお届けしています。「基本情報」を選択いただくと消費生活情報が、「防犯・事件事故」を選択いただくと那須塩原警察署の地域安全メールなどが受信できます。

PC : <https://service.sugumail.com/nasushiobara/member>
 携帯 : <https://service.sugumail.com/nasushiobara>



↑こちらから読み取り

消費者庁メール配信サービス **子ども安全 From 消費者庁**

消費者庁では、メール配信サービス「子ども安全 From 消費者庁」により、主に0歳～小学校入学前の子どもの思わぬ事故を防ぐための注意点や豆知識を、毎週木曜日にお届けしています。また、子どもの事故防止に役立つ情報を公式 Twitter「消費者庁 子どもを事故から守る！」の公式アカウント (@caa_kodomo) で配信しています。

URL : https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/



↑こちらから読み取り

消費者庁メール配信サービス **リコール情報サイト**

製品に欠陥が見つかって、製造元や販売元が修理、回収することをリコールといいます。このリコール、毎日のように発生していることをご存じですか？ 中には、重大な事故に繋がるリコールもあります。消費者庁では、担当省庁などが公表したリコール情報をまとめて配信しています。「高齢者向け」「子ども向け」の配信選択もできます。

URL : <https://www.recall.caa.go.jp>



↑こちらから読み取り

政府広報オンライン **暮らしのお役立ち情報**

「最新の特殊詐欺の手口」、「食品ロス」や「クスリリスク」などの様々な情報を掲載しています。また、新しい制度についてもピックアップしています。暮らしに役立つ情報を知り、賢い消費者を目指しましょう！

URL : <https://www.gov-online.go.jp/index.html>



↑こちらから読み取り

メール配信サービスは、電子メールを使って皆さまの携帯電話やパソコンに最新の情報をお届けします。詳しくは、各ホームページからご確認ください。





知って得するセミナー

「食品ロス削減料理教室～お野菜丸ごと使い切り術～」を開催しました。

知って得するセミナーは、暮らしに役立つ情報を市民のみなさんに提供し、賢い消費者を育てるために開催しています。

令和元(2019)年度は、12月7日(土)に野菜のプロフェッショナルである野菜ソムリエプロ・落合里子氏の講師のもと開催しました。大根や白菜など、冬野菜を中心に素材を活かした無駄のないレシピは参加者からとても好評で、食品ロス削減を改めて考え直す機会になりました。



▲講演する落合里子氏

消費者講座のご紹介

消費者講座は、幅広い年代の市民の皆さまに、生活に身近な情報を提供し、賢い消費者を育てるために開催しています。

11月には、「野菜を美味しく料理しよう! ～忙しい日々でもすぐに作れる栄養食～」をテーマにメニュー作りの基礎知識や調理法を紹介しました。



▲11月6日に行われた「消費者講座」の様子

消費者講座

きちんと知りたい! お金のこと・保険のこと

生活設計を行う上で、年代やライフスタイルに合う金融・保険商品の選び方や生涯に必要な金額など、お金・保険について改めて考え直してみませんか?

- ◆講師：金融広報アドバイザー 佐藤 実氏
- ◆日時：令和2(2020)年1月28日(火)
午前10時～11時30分
- ◆場所：いきいきふれあいセンター
3階視聴覚室(桜町1-5)
- ◆対象：市民
- ◆料金：無料
- ◆定員：30名
- ◆申込方法：市生活課 ☎62-7126
※電話でお申込みください。
- ◆申込期限：令和2(2020)年1月24日(金)
- ◆主催：那須塩原市消費生活推進連絡会・那須塩原市生活課

消費生活センターをご利用ください!

那須塩原市消費生活センター

- 場 所** 那須塩原市桜町1-5
いきいきふれあいセンター1階
- 開設時間** 月曜日～金曜日
(祝日・休日・年末年始は休所日)
午前8時30分から午後5時
- 電 話** 0287-63-7900



消費生活相談員が、日常生活における様々なトラブル(悪質商法・契約・サービスの利用・商品トラブルなど)に関する相談をお受けし、消費者が自主解決できるよう助言・あっせんなどを行っています。

また、高齢者グループや市民団体などが開催する「消費生活講座」に無料で講師を派遣しています。最新の相談事例や対処法などを分かりやすく説明します! ぜひご利用ください。

特殊詐欺撃退機器を無償で貸出します

- 対 象** 市内在住で①～③のいずれかに当てはまる方
- ①65歳以上の単身世帯
 - ②全員が65歳以上の世帯
 - ③日中、65歳以上の方のみになる世帯

- 貸出期間** 1年間
- 申込方法** 申請書を窓口を持参するか郵送で申込み
- 申込窓口** 本庁生活課、西那須野支所市民福祉課、塩原支所総務福祉課、箒根出張所
- 取り付け** 市職員が訪問して取り付けます。
- お問い合わせ** 市生活課 ☎ 0287-62-7126

「この電話は振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます」



発信者に対して、警告メッセージが流れます

消費生活と環境展 2月16日(日)開催



冬の恒例イベント「消費生活と環境展」が今年度も開催されます!

昨年度は35団体が出展し大きな盛り上がりを見せました。今年度も、いきいきふれあいセンターの地下から3階までをすべて使って、盛大に開催する予定です!

開催日時

令和2(2020)年2月16日(日)
午前10時～午後3時

場 所

いきいきふれあいセンター(黒磯公民館)
那須塩原市桜町1-5

是非、お越しください!

